

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 28 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 1 月 26 日（月） 14:00～16:30

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全委員会の改善に向けた検討について

（２）その他

4. 出席者

（専門委員）

早川座長、伊藤専門委員、内田専門委員、生出専門委員、河合専門委員、近藤専門委員、
清水専門委員、佐々木専門委員、谷口専門委員、橋本専門委員、福代専門委員、山根専門委員、
渡邊専門委員

（専門参考人）

服部専門参考人

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、齊藤リスクコミュニケーション専門官

5. 配布資料

資 料 1 食品安全委員会の改善に向けた検討の今後の進め方（予定）

資 料 2 食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）

参考資料 1 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について

参考資料 2 平成 20 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補につ

いて

参考資料 3 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する審議結果
についての御意見・情報の募集について

参考資料 4 平成 21 年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要に
ついて

6. 議事内容

◆早川座長 それでは、定刻の 2 時になりましたので、ただ今から企画専門調査会第 28 回会合を開催いたしたいと思います。

本日は、13 名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席の予定でございますが、内田専門委員が少し遅れられるということでございます。

また、武見委員、西脇委員、宗像委員が御欠席でございます。

食品安全委員会から、担当委員であります長尾委員、野村委員、畑江委員とともに、見上委員長、小泉委員、廣瀬委員、本間委員にも御出席いただいております。

議事に入らせていただきます前に、1 月 5 日付けで事務局に人事異動があったということでございますので、その御紹介と資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆大久保総務課長 1 月 5 日付けの人事異動で、事務局次長に就任いたしました大谷でございます。

◆大谷事務局次長 大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆大久保総務課長 引き続きまして、資料の確認をお願いしたいと思います。本日は、6 点ほど資料を用意しております。

資料 1 が「食品安全委員会の改善に向けた検討の今後の進め方（予定）」。

資料 2 が「食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）」。

参考資料 1 が「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について」。

参考資料 2 が「平成 20 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について」。

参考資料 3 が「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する審議結果についての御意見・情報の募集について」。

参考資料 4 が「平成 21 年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要について」。

以上、6点でございます。もし不足等がありましたら、おっしゃっていただければと思います。

(1) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、お手元の「企画専門調査会 第28回会合 議事次第」に従いまして、「食品安全委員会の改善に向けた検討について」御審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

「食品安全委員会の改善に向けた検討」につきましては、10月に本専門調査会におきまして、論点について御議論をいただいたところでございます。

初めに、確認の意味も兼ねまして、「食品安全委員会の改善に向けた検討」のこれまでの経緯と今後の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料1「食品安全委員会の改善に向けた検討の今後の進め方（予定）」に基づきまして、簡単に御説明したいと思います。

この「表」の欄外に、「参考」として「これまでの検討の経緯」がございます。

これについては、10月にも御説明いたしましたけれども、参考資料1の裏にもちょうど出ておりますが、7月24日の第248回食品安全委員会で5周年を迎え、それを契機に、業務についても一度見直しを検討するということで、検討を開始したところでございます。

そして、論点の整理から始めまして、先ほど座長からございましたように、10月9日に、企画専門調査会で一度論点について御議論いただいたところでございます。

その後、10月、11月、12月と改善の方向性、具体的方策ということで、本委員会で議論を進めまして、この表の一番上に書いてございますように、1月15日、これから御説明いたします「取りまとめ素案」を本委員会で取りまとめたところでございます。

先週23日に、リスクコミュニケーション専門調査会で御議論いただき、本日は、企画専門調査会、明日は、緊急時対応専門調査会ということで、各専門調査会の御意見を伺いまして、事務局の予定としては、2月12日ごろ、食品安全委員会でその意見を踏まえた取りまとめを議論いただいて、決定したい。

その後、意見・情報の募集を行いまして、最終的には年度内、できれば3月26日までには、最終的に委員会におかけして、決定したいという形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。ただ今の御説明の内容につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして「食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）」ということで、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、御説明したいと思います。

今般の検討につきまして、ここにありますように「食品安全委員会の改善に向けて」ということで、表題を付けさせていただいております。

おめくりいただきまして、「目次」を御覧いただきたいと思います。大きくは4つのパートに分かれております。

「1 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨」は、基本的には経緯を書かせていただいております。

「2 改善に向けた検討に当たっての基本的考え方」。

「3 改善に向けた方策」ということで、「3. 1」から「3. 6」まで、それぞれ具体策を記述させていただいております。

最後は「4 おわりに」ということで、全体で20ページほどのものでございます。

まず、1ページ目の「1 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨」につきまして、簡単に御説明したいと思います。

冒頭に書いてございますように、昨年7月に5周年を迎えたということで、最初の第1、第2パラグラフでは、今までやってきたことを書いてございますが、第2パラグラフの最後のところにありますように「食品安全委員会の取組は一定の成果を上げてきた」という形でまとめております。

ただ「他方」ということで、次のパラグラフでございますけれども、昨年を見ますと表示偽装、あるいは輸入食品の安全性の問題等々、国民の食品に対する信頼が揺らぐ事件もあったところでございます。そういう中で、科学に基づく中立公正な機関である食品安全委員会に寄せる国民の期待には大きいものがあるという記載としております。

しかしながら、その一方でここに書いてございますように、委員会の役割、機能が国民の間に十分には浸透していないということとも交錯しまして、関係者の中に食品安全委員会は食品安全行政の中でまだ十分に力を発揮し切れていないのではないかという思いもあるのも事実かと思っております。

そういう中で、現在、政府においては、消費者庁の設置も進めておりますけれども、食品安全委員会においても、より国民の目線に立った活動が求められているところと思っております。

そういう中で設立5年が経過したということで、これまでの活動を点検して、次なるステップを踏み出す足場固めの時期を迎えているところだと思います。

こういう中で、昨年7月24日の第248回会合において、「委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定したという経緯を書かせていただいております。

2ページ、「2 改善に向けた検討に当たっての基本的考え方」でございます。

ここでは、3つ目のパラグラフを御覧いただきたいと思います。

今般の「改善に向けた検討」に当たっては、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である食品安全委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかという観点から検討を行ったところでございます。

また、「改善に向けた検討」においては、現在の事務局体制の中で取り組むことができる事項には、自ずと限界があることから、現在の事務局体制をベースとした当面の取組、これに併せまして、事務局体制の整備等を踏まえた中長期的な取組の方向性についても検討を行っています。

3ページ、「3 改善に向けた方策」でございます。

最初に「3. 1 食品健康影響評価の実施に係る改善方策」でございます。

ここは2つに分かれておりますが、そのうちの「(1) 評価全般に関する改善方策」ということで、この改善方策につきましては、基本的には「① 現状」、「② 改善方策」のような取りまとめをさせていただいております。

まず「① 現状」を御覧いただきますと、現在までのところ、リスク管理機関から1,081件の評価要請を受けております。それに対しまして、692件の評価を終えたという形にしております。

また、いろいろ指摘はたくさんあるところでございますけれども、主なものとして、第2パラグラフの中段辺りから書かせていただいております。

そして「② 改善の方策」を御覧いただきますと「ア. 評価の迅速化」でございます。

4ページでございます。

私どもは、リスク管理機関から諮問があり、それについては、事前事後よく連携を取って進めてきているところでございますけれども、やはりそういう中においても、評価に必要な資料が十分でないというものもあり、評価に時間が掛かるときもあるところでございます。

したがいまして、これらの点も踏まえて、リスク管理機関の評価要請時に適切な資料が提供されるように徹底するというを書かせていただいております。

2つ目の○につきましては、複数の調査会での調査審議が必要となる品目の調査審議方法の改善、あるいは専門調査会での運営の工夫ということも書いてございます。

3つ目の○につきましては、「明らかに評価が不要な案件」なり「評価の簡素化が可能な案件」

を整理する。

また、4つ目、5つ目の○につきましては、現在も行っておりますけれども、専門調査会なり、あるいは食品安全委員会本体にワーキンググループを設置しまして、機動的に審議が行えるようにするということを記載しております。

「イ．評価方法等の見直し」でございます。

最初の○につきましては、可能な限り GLP に適合した試験のデータを用いるなど、データの信頼性をより一層高めていく。

2つ目の○につきましては、非公開で開催される専門調査会につきましては、今後とも、透明性の確保に努めていく。

3つ目の○につきましては、評価分野間あるいは国際的な評価手法の整合性を図る観点から、評価ガイドラインの策定を着実に進めていく。

4つ目の○につきましては、専門調査会座長会を定期的に開催して、横断的事項について評価指針を作成するという事を記載しております。

「③ 中長期的取組の方向性」でございます。

「ア．過去の評価結果の見直し」につきましては、5 ページ上段の 4 行目を御覧いただきたいと思います。

一定期間後に再評価を行うこと等について、諸外国の取組を参考にして、その必要性を含めて、リスク管理機関と連携して検討するという課題を書かせていただいております。

「イ．評価体制の強化・整備」につきましては、正ここに書いてございますように、やはり事務局体制が脆弱であるという部分がございますので、その強化・整備を行っていくということを書いてございます。

「ウ．審議状況や見通しの明確化」につきましては、審議状況や見通しを明確にする観点から、企業申請案件については、リスク管理機関と調整して、タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入を検討するという事でございます。

「(2) 自ら評価に関する改善方策」でございます。

「① 現状」につきましては、これまで自ら評価については4件実施してきておりまして、これらについては広範な影響があり、難しい、いわゆる時間が掛かる案件という事情がございます。したがって、評価終了までに時間が掛かっている、また、なかなか見通しが立ちにくいという状況があるところでございます。

また、自ら評価につきましては、消費者等の意見をもっと反映できるようにすべきという指摘もあるところでございます。

これらを踏まえまして、6ページの「② 改善方策」でございます。

「ア．国民の意見をより反映させるための改善」という形で、a) から c) まででございます。

a) は、候補案件の選定に当たりまして、食品安全モニター等からの募集を行うなどによりまして、選定に当たっての間口を広げていきたいと考えております。

b) は、それに伴いまして、候補案件数も増加すること考えられますので、選定基準を整備する。また、必要に応じて、企画専門調査会の下にワーキンググループを設置して、最終的には企画専門調査会本体で御議論いただきますが、その前段階として絞り込みを行っていくことも必要かと考えております。

c) は、自ら評価案件については、関係者相互間の情報・意見の交換を行うという形になっております。このやり方につきましては、やはり候補案件の性質あるいは件数に応じまして、今年度やろうとしている意見・情報の募集、あるいは意見交換会等、適切な手法を選択していきたいと考えております。

また、それに当たっては、昨年8月にガイドラインをまとめておりますけれども、関係者の意見がバランスよく反映されるように努めていきたいと考えております。

「イ．緊急の案件に柔軟に対応するための改善」でございます。

これにつきましては「今後」以下に記載してよろしいと思いますが、そういう緊急案件という特殊性を踏まえまして、事案の性質に応じまして、諸外国が実施した評価のレビューを実施する等々、より迅速かつ柔軟に対応していく必要があろうと考えております。

「ウ．審議の状況や見通しの明確化」でございます。

食品安全委員会において、評価継続中の自ら評価案件の取扱いを検討する仕組みを導入しているということで、a)、b) がございます。

a) は、年1回程度、調査審議している専門調査会から本委員会にその状況を報告していただく。

b) は、その報告を受けまして、委員会におきまして、引き続き評価を進めるのか、あるいは中間報告を取りまとめるのか等々の扱いを決定していくという仕組みを導入していきたいと考えております。

7ページの「③ 中長期的取組の方向性」でございます。

やはり自ら評価というのは、リスク評価機関である我が委員会にとって極めて意義の大きいものであろうと考えております。したがって、自ら評価に主体的かつ積極的に取り組んでいけるような事務局体制を整備していく必要があるだろうと考えております。

8ページの「3. 2 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視等に係る改善方策」でございます。

「① 現状」に書いてございますが、食品安全委員会は、リスク評価の結果が食品の安全性の確保のためのリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し（モニタリング）、それを踏まえ必要があれば、関係大臣に勧告するという権限があります。また、重要事項について、関係行政機関の長に意見を述べるができるようになっております。

これまでの実施状況につきましては、中ほどに実績として書かせていただいております。

「② 改善方策」でございます。

「ア．監視機能等の改善」でございます。

委員会によるリスク評価結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものが若干ございます。こういうものについては、きめ細かくフォローしていく必要があるだろうということで、必要に応じて委員会に報告を求めるなど、適切な対応を図っていきたいと考えております。

9 ページの上でございますが、評価書の中に「施策の実施に当たっての留意事項」を付す場合がございます。これにつきましては、やはり明確化を図るということから、評価書には記載してありますけれども、それに併せてできる限り管理機関への通知本文にも明記していきたいと考えております。

「イ．食品安全モニターの活動等の改善」でございます。

これにつきましては、モニターの活動をできるだけ施策に反映していくということで、先ほども若干触れましたけれども、まず、自ら評価の候補案件の募集をやっていききたいと考えております。これは1つの例示でございますけれども、そのほか、モニターの意見を聴く機会を増やしていくことが重要かと考えております。

2つ目の○でございますけれども、地域において食品安全に関する活動をより積極的に担っていただけるようにということで、1つは、その活動を支え、情報提供に努める。また、リスクコミュニケーション推進事業への参加を促していきたいと考えております。

3つ目の○でございますけれども、やはりモニターにつきましては、優秀なモニターを維持・確保していきたいということで、その選考に当たりまして、これまでの食品安全に関する活動実績ですとか、今後の活動目標等も判断基準に加えて選定していく形にしていきたいと考えております。

4つ目の○でございますけれども、モニター会議を年1回やっておりますが、これにつきましては、モニターの方々からいろいろな意見を寄せられているところでございまして、これについては、その意見を参考にしながら継続的に改善を進めていきたいと思っております。

「ウ．食の安全ダイヤルの周知」でございます。

周知については、委員会もいろいろな手段を講じてやっておりますけれども、それに加えて、

やはり地方公共団体あるいは消費者団体等の関係団体、また今後できます消費者庁とも連携して、周知に努めていくということをしていたいと考えております。

10 ページの「3. 3 多様な手段を用いた情報提供に係る改善方策」でございます。

「① 現状」にございますように、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄につきましては、適時適切に委員長談話等を公表してきたというところがございます。

また、平成 16 年度からは、ファクトシートの作成、公表、そのほか、ホームページなり、季刊誌なり、メルマガなどを通じまして周知を図ってきているところでございます。

これらの食品安全に関する情報発信につきましては、委員会ができて充実してきたという評価がある一方で、やはり専門的で難しいですとか、国民への浸透度が低いという指摘もあるところでございます。

これらを踏まえまして「② 改善方策」でございます。

「ア. 国民により分かりやすくし、理解を深めてもらうための情報発信の手法、内容の改善」でございます。

最初の○につきましては、消費者等の関心が高いものについては、評価内容の理解の助けとなる Q & A を作成する。また、リスク管理情報を含めた情報発信を行っていくことをしてまいりたいと考えております。

また、ホームページの掲載情報につきましては、階層化を進めまして、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成に見直しを図っていきたいと考えております。

そのほか、プレスリリース、ホームページ、メルマガの掲載情報ですとか、季刊誌、DVD、食品安全担当者の全国会議である全国食品安全連絡会議についても見直しを図っていきたいと考えております。

「イ. 社会に発信されている不正確な情報への対応」でございます。

これにつきましては、社会的影響等に応じまして、訂正の必要性があるかどうかも含めて、委員会で判断していただきまして、適切な対応を図っていきたいと考えております。

「ウ. 食品安全や委員会活動の理解を深めるための連携対象、連携場面の拡大等の取組」でございます。

最初の○でございますけれども、ここに個別に具体的に記載してございますが、食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置きまして、きめ細かな連携を図っていきたいと考えております。

2 つ目の○でございますけれども、メディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会、あるいは勉強会などを充実させていく。

3 つ目の○でございますけれども、地方公共団体、消費者団体を始めとした関係団体の広報誌へ

の記事の掲載の働きかけを行っていききたい。また、そのために定期的に原稿等を提供していくこともやっていききたいと考えております。

また、メールマガジン読者登録の働きかけも積極的に行ってまいりたいと考えております。

4つ目の○でございますけれども、委員長談話など、食品安全委員会から発信する重要な情報につきましては、都道府県に市町村へのお知らせを依頼するなど、やはり地域住民への情報発信についてきめ細かな対応を図っていききたいと考えております。

12 ページの「3. 4 リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策」でございます。

「① 現状」でございますけれども、意見交換会については、これまでに 331 回開催しております。

また、18 年度からは「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」、19 年度からは「リスクコミュニケーション育成講座」を開催しております。

意見・情報の募集につきましては、これまで 411 回実施しているところでございます。

これらの活動につきましては、意見交換が一部の関係者との間のものになっている、あるいは双方向性に欠けるなどの指摘があるとともに、意見情報の募集の内容が難しいとか、意見を出しにくいという指摘もあるところでございます。

これにつきましては「② 改善方策」でございます。

まず「ア. リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善」でございます。

これにつきましては、昨年の 8 月に、リスクコミュニケーション専門調査会で「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を策定しております。したがって、まずはそれに沿いまして、具体的な例で、サイエンスカフェとか書いてございますけれども、いろいろな多様な場を設定していききたいと考えております。

また、13 ページの「イ. 地方公共団体等との連携」でございます。

これも昨年 8 月、リスクコミュニケーション専門調査会で「『地方自治体との協力』における当面の取組方向」をまとめております。具体的には a) から d) まで概要を書いておりますけれども、これに従いまして、推進してまいりたいと考えております。

「ウ. リスクコミュニケーション推進事業の改善」でございます。

リスクコミュニケーション育成講座等の受講者の方々については、定期的に活動状況あるいは要望等を聴いております。まずはそういうことをきめ細かく実施して、活動をフォローしていききたいと考えております。

また、リスコミのツールの開発、受講者への提供を図りますとともに、最後の○になりますが、

受講者がその技術を実践的に活用できるようなモデル的なリスクミを推進していきたいと考えております。

「エ．意見・情報の募集の改善」につきましては、国民の関心が高いと予想される案件の意見・情報の募集につきましては、現在もやっておりますけれども、評価書の概要を提供する、それと併せて意見交換会を行うなど、やはり評価の内容の理解を助け、出しやすい環境作りに努めていきたいと考えております。

また、寄せられた意見については、現在も当然妥当なものについては評価書に反映させているところでございますが、その他につきましても、委員会におきまして事業の実施状況のフォローアップもやっておりますので、そういうものを通じて事業計画なり個別業務に反映させていきたいと考えております。

「オ．食育の推進等」でございます。

「ジュニア食品安全委員会」につきましては、地方開催の要望も高いことから、地方公共団体と連携して、そのようなものを実施していきたいと考えております。

また、b)でございますが、学校教育において、食品の安全性についての基礎的な知識を学習できるようにということで、訪問学習の受入れあるいは講師の派遣、簡易な教材の作成等、教育機関あるいは関係団体との連携を進めていきたいと考えております。

「③ 中長期的取組の方向性」といたしましては、事務局職員の能力開発や人材育成ということも含めまして、コミュニケーションに関する大学との交流・人的連携を促進してまいりたいと考えております。

15 ページの「3. 5 緊急時対応に係る改善方策」でございます。

「① 現状」でございますが、緊急事態の発生に備えてマニュアルを整備する。また、18 年度から緊急時の対応訓練を実施してきているところでございます。

また、去年は、中国産冷凍ギョウザ問題があったわけでございますが、そういう薬物混入事案のような事件性のあるものに対応するということで、ここに書いてございますが、「消費者安全情報総括官」という仕組みもできて、政府として対応を図っているところでございます。

こういう中で「② 改善方策」でございます。

「ア．食品安全委員会の役割の明確化」ということで、現在、消費者庁設置法案が国会に提出されておりますが、その中におきまして、消費者庁は、緊急時における司令塔機能を担うという形になっております。したがって、食品安全委員会におきましては、科学的部分、具体的にはリスク評価なり科学的知見の情報提供ということになると思いますが、そういうものに役割を重点化する、そして消費者庁と連携を図ることが基本的なところかと考えております。

また「イ．緊急時における情報発信のあり方」ということで、緊急時には、科学的知見や食品安全委員会としての見解を、各種広報媒体を通じまして、迅速、的確かつタイムリーに発信していくことに努めていきたいと考えております。

16 ページの「3. 6 委員会運営全般に係る改善方策」でございます。

ここは2つに分かれておりまして、「(1) 委員会の体制などの業務基盤に係る改善方策」というところでございます。

「① 現状」といたしましては、食品安全委員会の職員の体制が脆弱であり、その体制強化が必要だという指摘が多くの方から寄せられております。また、その一方で、職員構成でございますが、厚労省あるいは農水省からの出向者が大半を占めているというところがございます。

しかしながら、これに関しては、私どもがリスク評価を中核的に業務としてやっておりますけれども、そういうことを行う職員は、やはり当該評価結果に基づいて講じられる施策の実態にも精通していることが重要であろうと思いますので、これが必ずしも妥当性を欠くというものではないだろうということは記載させていただいております。

しかしながら、やはり委員会の独立性・独自性というものもございまして、内閣府のプロパー職員の確保なり人材育成は重要な点としてやっていく必要があるだろうという指摘も寄せられているところでございます。

それと併せまして、研究機能を強化すべきという指摘も寄せられているところでございます。

これらにつきまして「② 改善方策」でございます。

まず「ア．事務局体制の改善」ということで、最初の○でございます。

職員の習熟度の向上、また、業務の継続性の確保ということから、人事の在り方につきましても、a) に書いてございますように、できる限り人事ローテーションの長期化には努めていきたいと思っております。

また、食品安全委員会も発足後5年経ちましたので、過去の在籍者もかなり増えてきているということで、そういう人たちを上位のポストに就けるなど、これは当然、親元省庁との調整も必要ですが、そういうこともやっていきたいと考えております。

食品安全委員会は専門調査会もありますし、意見交換会や勉強会もやります。そういう意味では、勉強する機会はたくさんありますので、職員が自己研鑽する動機付けを促すとともに、そういう環境整備に努めていきたいと考えております。

また、内閣府プロパーとしての職員の確保ということでございますが、これについては、まず当面、任期付職員制度というものがございまして、その活用を進めていくことが第1かなと考えております。それと併せまして、現在、消費者庁の設置も進められておりますので、長期的にはその

連携を視野に入れて採用を進めていく必要があるだろうと考えております。

17 ページでございます。御承知のとおり、評価要請案件も増えており、外国等との連携も図っていく必要があるということで、これについては毎年、必要な定員なり技術参与の確保、予算要求に努めていく必要があるだろうと考えております。

「イ．外部の専門家や研究機関等との連携強化」でございます。

基本的には a)、b) に書いてございますが、外部の専門家とのネットワーク作りを進めていく必要があると思っております。

1 つは、研究者とのネットワーク。それから、ここにありますように、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会等々、関係の職域団体がございます。また、学会等もございますので、そういう団体とのネットワーク作りも併せて進めていきたいと考えております。

「ウ．研究機能の強化」でございます。

これにつきましては、まず 1 つ目は、調査研究事業がありますので、そういう予算面の確保を図っていく。それと調査研究事業は応募方式になっていますので、そのすそ野を拡大していくことが重要かなと考えております。

また「③ 中長期的取組の方向性」といたしましては、やはり事務局体制の強化が必要であるということと、研究機能につきましては、将来的には独自の研究機関を持つことも 1 つの選択肢として考えるとともに、それと併せて、関係省庁にも研究機関はございますので、その連携・協力の在り方について検討してまいりたいと考えております。

「(2) 委員会の運営に係る改善方策」でございます。

「① 現状」が 18 ページでございます。消費者等の方々から、委員に消費者の代表を入れるなどして、委員会活動にもっと消費者等の意見を反映できるようにすべきという指摘があるところでございます。しかしながら、やはりリスク評価機関という食品安全委員会の特性にかんがみますと、消費者代表が委員に参画するというよりも、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見等を吸い上げる幅広いチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会の運営を行っていくことが基本的な考えではないだろうかということで書かせていただいております。

また、専門委員につきましても、選任の考え方等を委員会で審議して、決定していただいておりますけれども、中ほどに書いてございますが、企画専門調査会又はリスクコミュニケーション専門調査会は消費者の代表の方もおられますし、また公募による委員の方もおられるということで、しかしながら、この辺が十分知られていないという実態もあります。

そういうのも 1 つ課題かなと思いますとともに、最後のところになりますけれども、専門調査会の横断的な連携の強化ですとか、運営の改善を行っていくべきという指摘もあるところでござい

す。

これらを踏まえまして、「② 改善方策」でございます。

まず「ア．委員会活動への消費者を始めとした関係者の意見等の反映」でございます。

先ほども申し上げましたけれども、関係者の意見等を吸い上げる機能を充実させていく必要があるだろうということで、a)でございますが、消費者代表あるいは公募委員を含め、この企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会は幅広い関係者から構成されております。したがって、まず、そこでの調査審議を充実させていく必要があるだろうと思います。特にこの企画専門調査会におきましては、運営計画の御審議もいただきますとともに、フォローアップ等もやっていただいております。したがって、審議時間を十分確保するとともに、そういう事後評価等の機会を通じまして、関係者の意見を吸い上げ、委員会の業務に反映させていきたいと思っております。

また、b)の意見・情報の募集については、先ほども御説明いたしましたけれども、やはり意見を出しやすくなるように改善に努めていくとともに、c)になりますが、今後できます消費者庁とも連携を密に図っていきたいと考えております。

19ページの「イ．専門委員選任プロセスの透明性確保」でございます。

これは、先ほども若干触れましたけれども、委員会の会合におきまして、専門委員の改選の考え方について調査審議いただき、また決定を行ってきている。また、その改選結果については、委員会に報告を行うということをやっております。

ということで、やはりそこでの選定方法等をより丁寧に説明して、国民の理解が深まるように努めてまいりたいと考えております。

併せて、プレスリリースも行っていますので、それについても同様の考えで進めていきたいと思っております。

「ウ．委員会活動の事後評価等の改善」でございます。

事後評価は、企画専門調査会を中心にやっておりますけれども、やはりそれをやるに当たっては、まず計画段階で目標水準を明確化することが重要であろうと思います。これはなかなか難しい問題でもございますけれども、順次進めていきたいと考えております。

それと併せまして、継続的な改善を進めていくという意味においては、業務管理をより一層充実させていく。また、企画専門調査会におけるフォローアップの審議を通じて、いろんな意見を吸い上げて業務に反映させていきたいと考えております。

そういう中で企画専門調査会は、いろいろ審議する事項が多くなるわけでございますけれども、やはり時間も限られておりますので、重点事項とか業務の管理状況等、やはりある程度重点を置い

て御審議いただくのかなということで、これらについては、また皆さんの意見を聴きながら改善していきたいと考えております。

最後になりますが「エ．専門調査会における調査審議の改善」でございます。

専門委員の皆様には、委員改選時、その役割なり委員会の活動について御説明申し上げてきているところでございますけれども、やはり私どもはリスク評価機関ということで、今後よりリスク分析等についても十分御説明できる機会を作ってまいりたいと考えております。

専門調査会間の横断的連携を図るということで、これは先ほども若干述べましたけれども、定期的に専門調査会の座長会を開催していきたいと思っております。また、特にリスク評価につきましては、個別のガイドラインの策定を進めるとともに、この座長会を通じまして、分野間の整合の確保とか、評価レベルの向上も併せて図っていききたいと考えております。

また、各専門調査会の運営の在り方につきましては、各専門調査会で御議論いただくことになると思いますけれども、やはり各専門委員の皆様から定期的に意見を聴取して、改善を進めていくことが基本かなと考えております。

最後 20 ページの「4 おわりに」でございます。

2 つ目のパラグラフでございますけれども、食品安全委員会におきましては、この改善方策を着実に実施していくこととしております。また、今般の取りまとめというのは、あくまでも第一歩であるということで、今後とも幅広く意見を吸い上げまして、委員会活動の継続的な改善に努めていくことが必要だろうと考えております。

また、中長期的に取り組むべき課題につきましては、その具体化に向けて、更に検討を進めていく必要があると考えております。

非常に早口で申し訳ございませんけれども、とりあえず概要の御説明とさせていただきます。

◆早川座長 ありがとうございます。ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見をいただければと思います。大分、長い文章でございますので、適当な項目ごとに区切って、御意見を賜ればと思います。

まず、1 から 7 ページ、つまり「1 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨」から、「3. 1 (2) 自ら評価に関する改善方策」まで、この辺りで何か御意見、コメント等ございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

まず、「1 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨」というものが 1 ページにございますが、これはよろしいですか。

佐々木専門委員、どうぞ。

◆佐々木専門委員 資料をお送りいただいて、目を通させていただきました。今、座長からページを区切られてしまったんですが、最初に全体的なことをお話ししてもよろしいでしょうか。

◆早川座長 結構です。

◆佐々木専門委員 まず、この間の議論の経過が、論点整理の方にまとめられていますので、素案と読み比べてみました。ほぼ論点が盛り込まれているんですけども、どの論点が資料のどこに集約されていったのかということがよく分かりません。最後に出す文章はいいんですけども、やはり議論の場には、この論点はここに入りましたという資料の整理、対照表のようなものがあれば、もっと見やすかったなと思っております。

それから、短期的課題は改善方策と書かれていますけれども、中長期の課題と分かれて記述されているのですが、この分け方が基本的な考え方を見ても、いまいちよく分からない。現状の体制でできないというところを1つの振り分けの要素にしていると思いますが、中にはやはり重要性からかんがみて、中長期から短期に移した方がいいのかなというものもありました。

個別のところですが、今、座長からありました7ページまでのところでは、一つひとつの文章が長くて、どこを強調しているのかとか、「そのような」とか「このような」がどこを指しているかわからないところがあるんです。事例としてですが、例えば1ページの3行目から「また」という言葉があります。リスク評価の結果等に関し、連携して、意見交換会を300回以上実施した。これは物すごく大きな成果だと思うんです。管理機関の実際を見ましても、300回をこの小規模の食品安全委員会が実施したということは、大変なことだと思います。

そのことと、その後にあるメールマガジンですとか、パンフレットとかでは、かなり重みが違うような気がしますので、やはり300回以上実施したというのは一旦切って、その上で更にこういうことをやりましたと書いた方が、読み手の方は分かりやすいのではないかと思います。

同じく1ページの3段落目で「他方、昨今の」と始まっている文章があるんですが、これが5行で1つの文章になっております。本来ここで言いたいのは、3行目の後のことだと思うんですね。いろいろ頑張ってきたけれども、まだまだ国民に理解されていない、知られていない部分があるということであれば、これも一旦切って「しかし」ということで書いた方が、問題意識がはっきりすると思います。

あと、この文章の最後の「思いを抱いている方もいる」という表現の仕方が、いては悪いのかと感じる方もいるのではないかと思います、「思いを抱いている方も少なくないのではと思われる」

とかにしないと、こんなに頑張っているのに分からない人がまだいるんだみたいな語調に私は読めました。

もう1つ、これは事例なので、全部このとおりということではなく、ちょっと文章が長くて分かりづらいということを言いたいだけです。3ページの「① 現状」のところです。

1行目にリスク管理機関からの諮問が1,081件というのがあって、それに続けて自ら評価4件と一緒に書いてあるものですから、そのうち692件の「そのうち」が4件を含んでいるのか、その前の諮問に対する数なのか分かりなくなってしまうんですね。

これは1,081件諮問を受けて、692件返したという意味ですね。4件は入っているんですか。ちょっと分からなかったなので、これも分かるように、諮問されたのは何件で、何件返して、更に4件自ら評価を行いましたと書いていただいた方がいいのかなと思いました。

一応、7ページまでだと、そこまでですが、全体に文章が長いので、もうちょっと刻んでいた方が分かりやすいかと思いました。

以上です。

◆早川座長 大きく分けて3点ほど御指摘があったかと思います。

1つは、この最終結論に至るまでにいろいろな論点がありました。その論点がどこでどういうふうに集約されていたのかというところの資料がもしあれば、もっとよかったですねということであります。これはこれからこういう作業をするときに、そういう形のを御用意いただければ、もっとよりいいのかなということで、今回は一応最終案でも読めないわけではないので、それはそれとして、御提言として承っておくということにできればと思います。

それから、重要な御指摘の中で、短期と中長期ということで、もちろん短期というのは、現体制が最大限努力すれば、ここまでやれる、あるいはやろうということを書いたと理解するわけでありますが、中長期でよりこの委員会がそれなりに拡充したときに、こういうこともやるべしというところの内容の一部に、現状の中でも頑張ればやれるのではないかという御指摘であったと思います。

それにつきましては、後で、具体的にどこどこら辺がそれに当たるのかということをお指摘いただければと思います。

それから、文章の一文が長いということと、対応関係が必ずしも明確ではないという御指摘がございました。それにつきましては、これから修文していけばよろしいのかなと思っております。

今の御指摘の中で一番重要なのは、短期と中長期の中での項目をもう少し中長期から短期に移せないかという部分、つまり内容に関してのことだと思いますので、それについて御指摘をいただ

ればと思います。

◆佐々木専門委員 もう既に分けているものですから、もし意見を出すのであれば、パブコメでということをおっしゃったのですが、4ページです。

「③ 中長期的取組の方向性」の中に入っています「ア．過去の評価結果の見直し」です。動物用医薬品とかGM等々については、定期的に見直すとなっていますが、例えば添加物等々については、本当に戦後直後、食衛法が規定されたときから変わっていない基準もありまして、海外の事例から見てもちょっと矛盾ができてきている。もっときちんと評価をすれば基準値が変わるようなものもあるのではないかと感じておりまして、これについては、海外のデータもかなりありますので、現行の体制でもやろうと思えばできるでしょうし、基準間の整合性、同じ視点で基準を評価していくということを考えれば、全部は無理でも、計画的に進めていくことが必要ではないかと感じました。

◆早川座長 このところは、書きぶりのところもあるのかもしれませんが、この文章によると動物用医薬品については薬事法に基づく再評価制度がある。したがって、再評価をするんだという意味ですね。

それから、遺伝子組換え食品等及び特定保健用食品については、新たな科学的知見が生じたとき等に再評価を行うことが告示で明記されているということです。

告示で明記されているというのは、遺伝子組換えから告示で明記されているんですか。ちょっと読み方があれなんですけれども、薬事法で動物用医薬品については再評価制度があるというのは明らかでありますね。次に、遺伝子組換え食品等及び特定保健用食品については告示で明記されているというのは、厚生労働省の何らかの告示で明記されているということですか。

◆大久保総務課長 そうです。

北條評価課長、そうですね。

◆北條評価課長 前半の動物用医薬品は薬事法により、法的に定められた制度であるということでございます。

一方で、遺伝子組換え食品とか特定保健用食品については、新たな知見が出た場合には見直しを行うという規定が省令レベルなんですけれども、そこで書かれているということで、こういう表現にさせていただいているということです。

◆早川座長 今、御指摘の出た例えば添加物についてはというのは、「しかしながら」の後に、具体的には挙がっていないけれども、その意味を込めているという趣旨なんだろうとは思いますが、そこを具体的に、例えば添加物等と名前とか、具体的な品目を挙げてはどうかという御指摘ではないんですね。

◆佐々木専門委員 違います。添加物は1つの事例なんですけれども、要するに諮問が来なければ、今の食品安全委員会の仕組みですと、自ら評価というのは、どちらかというと、社会的要請が起きたときにやるんですが、もう既に基準齟齬になっている、特に食品衛生法関係の規格基準関係なんですけれども、見直しがされずに海外との基準のそごが大きくなっている部分ですとか、一旦悪い評価があっても、その後、安全性が担保されている物質もあって、基準が適合していない部分も見られるんですね。ですから、そういう点でやはり新しくできたものだけきちんとした評価がされていて、古くに決まったものは何となくそのままになっているというのは問題だと思います。せっかく食品安全委員会ができて、科学的な評価をするというのであれば、過去の評価、これは評価をしていないで作られているものもありますので、過去に規格基準が決められたものについても評価の対象として、諮問がなくても考えるのか、あるいは管理機関に働き掛けて、一緒に見直しをしましょうという積極的な働き掛けができないかなということです。中長期ではなくて、少なくとも取っ掛かりを付けるぐらいは、その前の方に入れてもいいのではないかと感じたということです。添加物は特に遅れている分野だとは思いますが。

◆早川座長 分かりました。

どうぞ。

◆北條評価課長 佐々木委員が御指摘の点については、私ども評価を担当している者も同じような気持ちであります。添加物あるいは農薬もそうなんですけれども、医薬品のような再評価制度というものが無いということで、一度決まってしまうと、そのままの状態になっているという点でございます。

ここの部分は、私どもとしても、本当は早めにそういった見直しの仕組みのようなものを取り入れられないのかと考えておりますが、2つほど理由がありまして、中長期的な取組と書かせていただいております。

第1点は、現在、評価体制の方もまだ十分でないということでございますけれども、ポジティブ

リスト制度の品目をまずは片付けなければならないということがあります。これも全部で 548 ほど処理しなければいけない。その中のまだ半分も処理し切れていないような状況でございますので、まずはそこを片付けなければならないという理由が 1 つ。

2 つ目は、医薬品の再評価制度については法的な措置でございます。あるいは組換え食品のような場合については、省令レベルの対応ということになっております。いずれにしても、それらを所掌しております厚生労働省あるいは農薬でいいますと農林水産省と、そういう制度的な改正も含めて検討しなければならないということもございまして、短期にはなかなか見直しがしにくいということで、中長期的な取組の方向性で書かせていただいているということでございます。

ただ、そういう気持ちが見えるような表現ぶりということで少し見直せということであれば、そこは検討をしてみたいとは考えております。

◆早川座長 いかがですか。中長期的取組の方向性というのは、私、先ほどこの体制が充実、強化されたときのより望ましい形と理解すると申し上げたのですが、必ずしもそうではなくて、1 つは、もちろん、そういう要素も含むし、もう 1 つは、今の動物用医薬品とか遺伝子組換え食品等々については、その必要性が生じたときは、そういうふうにすべしということですから、現状の枠の中でもそういう必要性が生じたときはこれをやっていくということで、ここの中長期という意味が必ずしも現状と中長期をすばっと分けられるものではないというか、必要に応じて、あるいは法的な何か根拠に応じてやっていくという、割と連続性のあるものですね。連続性のあるものの中で、どちらに振り分けるかというお話で、そういうふうに読めば、過去の評価の見直しというアの部分の書きぶりも、現在から将来に向かって連続的に流れているという見方もできるのではないかと思います。そういう見方をすれば、ここに例えばどうしても添加物というのが、評価が過去にされていないというのも 1 つの評価ですので、それを見直す機会が今のところはないので、リスク管理機関と連携しながら、そこら辺は必要性も含めてやっていく。「しかしながら」の後の文章がそういうことを何となくニュアンスとしては示している。ですから、もうちょっと具体的にここら辺に添加物のことも入れてはいかかというのが、佐々木専門委員の御意見だと理解してよろしいですか。

◆佐々木専門委員 そうです。制度がないのでできないということは、重々分かった上で言っていますので、やる必要があるというのがもうちょっと前向きに表現されれば、構わないと思います。

◆早川座長 そうしますと、ここの「しかしながら」の後のところに、例えば、「その他の品目、例えば添加物等については」という感じで、文章はどういうふうにするかは別にしまして、趣旨と

してはそういうことである。

そうしますと、この後の文章で諸外国の取組も参考にする必要性も含めて、かつリスク管理機関と連携して検討するということの中に、先ほどおっしゃった御意見は入っていくだろうと思いますので、そういう方向で修文してもらえればと思います。よろしいですか。

どうぞ。

◆大久保総務課長 結論としては、添加物という例示を入れるのと、いずれにしても、そういうことは重要だということを、多少表現として分かるようにして、全体の文章を整えるということで、そこは考えさせていただきたいと思います。

◆早川座長 よろしいですか。

◆佐々木専門委員 はい。

◆早川座長 今、一応1から7ページまでの話をしているわけですが、外にいかがでございましょうか。山根専門委員、どうぞ。

◆山根専門委員 4ページの一番上の○なんですけれども、評価の迅速化ということで、評価に時間が掛かる原因の1つとして、リスク管理機関からの適切な資料の提供を徹底するということだと思うんですが、これは単純に私どもの考えというか、消費者が考えると、評価を依頼する側が適切な資料をそのときに出すことが滞るということが何となく理解しづらい感じがございまして、それはどういう理由なのかというのが分かれば、少し記載する方がいいのかなということ。

あと、徹底するということは、具体的に何かのときには文章で要望をすとか、そういうことなのかどうか。質問です。

◆早川座長 ここのところの背景を少し御説明いただければということですね。

◆北條評価課長 当委員会ができたのがちょうど5、6年前ということで、私もおりませんでしたので、正確なところは必ずしもそうではないかもしれないんですが、当時、特に農薬関係の評価の依頼、清涼飲料水に係る食品健康影響評価であるとか、かなりまとめて評価の依頼があったことがございました。委員会ができた当初ということもございまして、やはりどのような資料を出したら

いいのかといったようなことが、必ずしも明確でなかったということもあって、そういったことが主な理由として評価資料が十分に整備されていないという状況があったと聞いております。

したがって、今、評価を要請するサイドに資料を集めるよう依頼をするとともに、私どもとしても、評価の対象品目の種類ごとに、どのような評価資料が必要なのかといったガイドラインのようなものを示すことによって明らかにするということで対応していきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、当分そういうガイドラインが整備されるまでの間は、管理機関の方と私どもの方で、随時いろいろ調整しながら、話し合いながら、どういう資料が必要だということを調整して、できるだけ諮問のときには資料が十分そろっているような形にしていきたいと考えているところでございます。

◆早川座長 これは仕事の振り分け方もあるんだろうと思うんですが、例えば、私かつて組換え食品の座長をやっていたことがあるんですが、その審議に当たって、当然膨大な資料が申請者というか、組換え食品のメーカーから出てくるわけです。それについて、それぞれ資料の不適切さというか、事務局がすぐ受け取れないような資料を持ってきて、諮問は、もちろん、管理機関からこれについて評価してほしいということで来るわけですが、実際の膨大な箱詰め資料は、その申請者からやってくるわけですね。それを管理機関がここのリスク評価機関が評価するのに必要な資料を全部、これとこれがエッセンスで大事ですよという形で整備できるのか。それとも、管理機関は一応その諮問をします。それについて必要な資料の整備については、安全委員会事務局が全部、今までの経験を踏まえて、各専門委員はこういう資料を要求するだろう、こういう道筋でないと効率的な審議はできないということで、多分ここの事務局の中で悪戦苦闘しているというか、そのやりとりは結構あったんだろうと思うんですね。

そこら辺を今、おっしゃったように、例えばこういう資料が必要ですよというガイドラインというか、リストを作ったり、そういう管理機関から要請がある部分もあるわけですね。資料が来る場合もあるので、その両用をやるという意味なんだろうと思います。

◆北條評価課長 そうです。

◆早川座長 ただ、このまま読むと、いま一つ分かりづらいかなというのが御指摘だと思いますので、またあまり長い文章にすると具合が悪いんですが、もし適当な、もうちょっと分かりやすい文章にできる工夫があれば、トライしてみるということでよろしゅうございますか。

外にいかがでしょうか。谷口専門委員、どうぞ。

◆谷口専門委員 今まで2人の専門委員の方が質問されたのもあるんですけども、全体的にこの内容が具体的でないというのか、例えばですけども、4ページの2つ目の○で、最後の「運営の工夫を行う」というのが、どう行うのか、いつまでに行うのか、メリットはどのようなのかというのがわからない。次の○でも「調査審議を効率化する」というのは、どうやってするのか、いつまでにするのか、では効率化したメリットは何なのかというのがやはり明確でないので、全体的に不明な点の質問が出てくると思うんですけども、これは素案が取りまとまった後で決められることなんでしょうか。質問です。

◆早川座長 よろしく申し上げます。

◆大久保総務課長 御指摘の点は、そのとおりのところがありますが、問題としては、まず期限です。ここでは、先ほど話しましたように、当面と中長期ということで、特に何年ということは言っておりません。項目によって、21年度からできるもの、22年度からできるものというものもあり、その振り分けは、今後考えていくところだと思います。私どもとしては、当面やれるものについては、できるだけ早くということで、1、2年のうちにはやるなり、あるいは着手するなり、そういうことを念頭に置いて進めていくことを考えております。

ただ、申し訳ないですけども、今後その辺は同時並行で進めながらやっていくということで、個々のものについていつまでというのは、今の時点ではなかなか書き切れないというところがございます。

それから、おっしゃるとおり、多少、具体的ではないというところがあります。そこについては、方向性としてはこういう形で考えながら、具体的なものについては、多少の事務局裁量の範囲の中で、何がいいか、またどうしていくかというところは、検討を進めていくのかなというところがあります。なかなか書き切れないところもありまして、そこは方向性を御理解いただきまして、あとは毎年度運営計画なり、フォローアップをやりますので、その中でチェックしていただけたらいいのではないだろうかという感じを持っております。

あと、メリットについては、基本的には恐らく審議が早くなるとか、効率化になるということが、ここの部分で言えば出てくると思います。なかなかそこまで個々には書き切れないところがあります。御不明な点があれば説明させていただきますが、一応全体はそういうところで、第1弾としてはやれるものからやっていくという形でまとめさせていただけたらと思っております。

◆早川座長 これは幾つかの専門調査会に関わることであり、また調査会がそれぞれ扱っているものの、審議にかかる時間等々もそれぞれ違っておりますので、なかなか具体的に書けない部分があると思うんです。全体として見ますと、例えば先ほど御指摘のあった2つ目の○のところは、より効率的な調査審議が行えるように、複数の調査会の調査審議が必要となる品目の調査方法の改善をやるとか、つまり、今までは1つでやっていたけれども、それをリレー方式か何かでやっていって、あるいはそのときにどういう審議の仕方をすればいいのかということを考える。あるいは、専門調査会の運営の工夫を行う。その工夫を行うというときに、1つは時間の問題としての、企業審査案件については、タイムクロック制を設けて、ある時間の中で処理しますということであるとか、例えば3つ目の○で書いてありますけれども、具体的には1個1個で違うんだらうと思うんですが、明らかに評価が不要な案件、簡素化が可能な案件を整理して、審議の効率化に努める。その次に書いてありますけれども、あるいはワーキンググループを設置して、より効率的な審議につなげる。先ほどの御説明もそうなんですが、前後左右を読むと適切な資料が提供されるというのも1つ審議促進に役に立つようなことである。これはケース・バイ・ケースでそれぞれ違うんですが、ここにいろいろ書いてあることを駆使して、より審議の促進、効率化を図っていくという趣旨なんだろうと、全体を読むと思います。

しかしながら、実際には、これは企画専門調査会の中で今、審議をしていて、専門委員からむしろ知恵を出していただいて、こういうふうに書けば、もうちょっと分かりやすくなるのではないかという御意見を出していただければ、よりありがたいかなと思います。

実は今の取りまとめの素案自体は、立場としては、私どもが見るのか、私たちも作っている側ですね。作っている立場の人間でもあるわけですので、いろいろ議論をしながら、自らも参加しているということだろうと思うので、もし何かこういうふうに言葉を添えてみれば分かりやすいのではないかがございませんでしょうか。もしあれば、御指摘いただければと思います。

◆谷口専門委員 具体的にと言われても、あまりはっきりとしたことは言えないんですけれども、個人企業みたいなところになると、本当に細かい、何をするというところまで実際に書き上げて、目標をいつまでに置いて、これをするとなんに金額に置き換えてどれだけのメリットが出るということを添えて案にしないと通りません。

ですから、そういう具体案がこれからでも審議は必要なのではないかなと思います。

◆早川座長 これは先ほど申しましたように、いろんなレベルの書きぶりがあるんだらうと思いま

す。この食品安全委員会全体としては、例えば一番小さなグループだと、調査会の下にぶら下がっているワーキンググループ。それから、その上の専門調査会。それを全体として議論しているような企画専門調査会、食品安全委員会と、いろんなレベルの委員会があって、多分、今、おっしゃったようなことは、例えばワーキンググループでテーマが決まったときに、このテーマをいつまでに仕上げるとか、タイムクロックをどうするかとか、どういう方向で進めるとか、そこはかなり具体的に議論しやすいんだろうと思いますね。

ただ、このペーパー自体は相当ハイレベルというか、ある種の大きな枠で見たときの一種の方向づけというか、コンセプトみたいなものなので、なかなかそこまでブレイクダウンして書けないだろうと思います。ただ、ここにそういう全体の方針のようなものを書いておけば、後は、もちろん、事務局の御努力もあるわけですが、それぞれのレベルでそれぞれ実際に対象に向かっていくときの1つの大方針だという書きぶりだと御理解いただければいいかなと思います。

◆**谷口専門委員** これは質問だったので、後から決めることなのか、実際に決めて出すものなのかということをお聞きしたかったのですが、是非、後で細かいことをきっちり決めて、それも分かるようにしていただければと思います。

◆**早川座長** 何か付け加えることはございますでしょうか。

◆**大久保総務課長** 御趣旨はよく分かります。なかなか100%完璧にはいきづらいところがありまして、いずれにせよ、5年経ったところでの最初の第一歩としての見直しということなので、できれば方向性は多少抽象的なところもありますけれども、全体を御了解いただければと思います。あとは1個1個どう積み上げていくかという中で、先ほど言いましたように、できるだけスケジュールを組んで、事務局体制は限られておりますので、やれる範囲でやるとともに、今後はいろいろチェックしていただく機会もありますので、その中で議論いただきながら、全体をうまく進めていくように努力していきたいと思っています。

◆**早川座長** 関連してか、あるいは外にございますでしょうか。

近藤専門委員、どうぞ。

◆**近藤専門委員** 先ほど、4ページの下段の「③ 中長期的取組の方向性」のアのところちょっと議論されたわけですが、この5年間で評価が692件ということで、当初考えた以上に非常にスピ

ード感があったのではないかなと思います。しかし、先ほどの説明で、まだポジティブリスト制度の残案件が 548 件と示されましたが、これはあくまでも、中長期的なところでなくて、現在進行中ということで解釈してよろしいのでしょうか。

それともう 1 つ。ウのところにあります「タイムクロック制」の標準的な期間の事例を理解する上で説明していただければと思います。お願いします。

◆早川座長 よろしくをお願いします。

◆北條評価課長 先ほどのポジティブリスト制度のお話でございますが、まず 548 という数字は、農薬の品目数でございまして、そのうちのまだまだ半分も評価が終了していないということを事例的に申し上げました。これは今、進めつつあるということで、正に、今、オン・ゴーイングでやっているという話でございます。

タイムクロックの事務処理期間のお話でございますが、現在、管理官庁の方とこの辺について具体的に話し合いを進めているところでございまして、期間を何年とか何か月というところは、まだまだこれから詰めていかなければならないという段階でございます。

ちなみに医薬品は、私どもというよりも、厚生労働省あるいは審査機関ですから、医薬品医療機器総合機構という独立行政法人がやっておりますが、新薬の場合ですと、大体 1 年間という事務処理期間を設定しているところでございます。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

伊藤専門委員、お願いいたします。

◆伊藤専門委員 改善の具体策ということで、評価体制が極めて脆弱であると総括されて、とらえられて、その具体策として、多分、評価体制の強化というキーワードも出てきています。当然、検査体制の迅速性の問題もキーワードが出ております。その中で 2 つほど、極めて脆弱な検査体制を諸外国のリスク評価機関と比べた場合という表現がありますけれども、例えば欧米諸国のある機関と比べてどのぐらいのギャップがあるのか、教えていただければありがたいと思います。

それから、もう 1 つ。常勤職員 58 名、技術参与 34 名という表現があります。特に技術参与 34 名の現状のお仕事の内容が具体的に分かればありがたいなと思いますし、58+34 がどのぐらいまでのイメージで体制強化というか、人員増の目標を持っておられるのか。当然、コスト対効果といえますか、コストパフォーマンスの問題もありますので、その辺も含めて教えていただければなと

思います。

◆早川座長 お願いします。

◆大久保総務課長 よく食品安全委員会と比べられるのが、ヨーロッパの EFSA です。EFSA も我々と同じぐらいの時期にできたリスク評価機関です。必ずしも業務がすべてイコールではないので、比べるのが適当かどうか分かりませんが、EFSA で職員が大体 300 名ぐらいと聞いております。例えばアメリカなどは、リスク管理とリスク評価が組織的に分離されていない面がありますが、多分もっと多いんだろうなという感じを持っております。

そういう中で、では、我々はどのぐらいの規模が適正なのかというのは、中長期的、やはりもう少し詳細に業務を比べながら、あるべき姿というものを検討しなければいけないんだろうなと思います。したがって、何名を目指すのかとか、ふさわしいのかというのは、今は答えを持っていません。

そういう中で、今、技術参与という話がありましたけれども、技術参与につきましては、特にうちは評価なり、評価に資するいろいろな情報収集なりを行うということで、特定の専門性の高い仕事をやっております。職員では補え切れない例えばある化学物質なり、生物学的なものなり、いろいろな特定の分野について専門性のある方々を技術参与として採用して、業務を行っていただいているという形になります。

例えば、評価書の原案作りとか、あるいは情報関係であれば、海外に出た文献を翻訳していただくとか、そういう形で業務に貢献していただいているという形でございます。

◆伊藤専門委員 今はやりの言葉でいうと、技術参与さんは臨時雇用という形になっているんじゃないか。

◆大久保総務課長 契約としては、1 年ごとの契約更新という形で、一定の更新の上限を設けて運用しています。

◆早川座長 よろしいですか。

評価体制といったときに、大きく分けると 2 つありますね。外部からの専門委員の問題と内部の問題。ですから、内部は、多分、諸外国に比べて、極めて脆弱であることは疑いようのないサイズだとは思われます。それで部からの専門委員にそれぞれいろんな調査審議をお願いしているわけで

すが、外部の場合には、ある意味ではお願いしてというか、ボランティアとまで言えるかどうか分かりませんが、そういうことなので、そこら辺をどういうふうにできるのかというのは、なかなか難しい問題ですね。できれば、専用のスタッフが外部の先生方が担っている部分も担えるようになれば、更に審議もスピードアップするんだろうと思うんですが。一方これ以上、外部の先生方にもっと回数を来てくださいというのは、なかなか難しい部分があるのかなと思います。

直接この素案とは関係ないんですけども、渡邊先生、何かコメントございますか。

◆渡邊専門委員 私も専門委員で、今、座長をやっている身ですので、ボランティアといえばボランティアですね。そういう意味では、本職はほかに当然あるわけですので。

ですが、先ほどから話が出ていますように一旦スタートした場合には、その成果を求められるわけです。多分、国民というか、消費者の方々からするとその成果が予想以上に出ているかどうかというと、そうでもなさそうだという印象を持たれているのが、今のいろんな議論の中にあるのだと思います。

ただ、私から見ていると、これだけの体制で、かつ外部のボランティアの専門委員たちを含めた形でやっている現状からすれば、それなりのことをやっているのではないかなとは思いますが。

本来は、先ほどから出ている話もそうですけれども、もしタイムロック制とか、いろんなことをやるのでしたら、専門の調査機関が必要なのではないでしょうか。恐らく中立的な立場でやらないといけないということですので、国のお金でやる必要があるのでしょうか。ですから、国がもっとお金を出して、そういう形で専任の人員を確保することが必要でしょう。EFSAが300人だとすると、それぐらいは必要なのではないでしょうか。EFSAはヨーロッパ全体のEFSAですか、それとも1つの国ですか。

◆大谷事務局次長 ヨーロッパ全体です。

◆渡邊専門委員 その中には、審査員というか、こういうレビューも全部含めてですか。それとも、事務局だけですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 入っていません。事務局だけです。

◆渡邊専門委員 事務局だけで300だとすると、こちらは60ぐらいで、そうすると5倍以上の人数ですね。そのぐらい税金を使ってやるぐらいの気構えが本当はあれば、もうちょっといろんな意

味での評価なりがもう少し迅速にいくのではないかと思います。私があまり言うと、座長でありながらきちんとやっていないではないかというおしかりを受けてしまう側に立ちますので、このぐらいでやめさせていただきます。

◆早川座長 どうもありがとうございました。

内田専門委員、どうぞ。

◆内田専門委員 先ほどからの議論を聴いていて思うんですけれども、やはり今回の素案につきましては、5年間の課題を抽出して、今後の方向性というところで、総論的にはよくまとまって出されていると思いますが、いかんせん、具体性に欠けるということは、谷口専門委員がおっしゃったとおりだと思います。

ですから、これをたたき台にして、やはり実施計画みたいなものを出すということを付けておかないといけないと思います。その中には、内容もさることながら、時間であるとか、あるいは予算であるとか、今後進むべき方向性について、どういう体制を組むのかというところまで具体的に踏み込んだものをいついつまでに作るということが盛り込まれれば、これからの食品安全委員会のあるべきところまで踏み込んだ内容になっていくのではないかと思いますので、なかなか厳しい話だとは思いますが、人を増やせばいい、金が付けばいいという話は、確かにあるけれども、何か1つ踏み込むような形で出せばいいかなと思います。

◆早川座長 今のような御意見で、事務局としては、今の言わば実行計画みたいなものについて、更に踏み込んで少し細かいものを作っていくという方向についてはいかがですか。

◆大久保総務課長 まず、今週の金曜日、30日に運営計画の議論をお願いしますが、一応、今回の総論としての議論を基に、主なものについては、できる限り運営計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

さらに、具体的に何をやるのかということについては、いずれにせよ、今後、より詳細に詰めていかなければいけないと思います。これを出して、すぐ皆さんにこうなりましたと言えるものになるか等々がありますけれども、事務局としては、実施に当たって、計画的にやっていくということで検討を進めさせていただいて、また御議論いただけるような機会を作っていきたいと思います。

あと、中長期的なものについては、なかなか今すぐこうですというものはありませんので、そこは委員会で引き続き検討させていただいて、まとめていくという形にしていきたいなと思っています。

す。いずれにせよ、順次事務局としても具体的になるように努力させていただきたいと思っています。

◆早川座長 よろしく申し上げます。特に中長期については、どれぐらいの体制で臨めるのかということと、どれだけ迅速に、効率とは別に、範囲を広げられるのかということが関係していると思います。それをまた着実に積み上げていくことは、ある意味ではすごく大事だと思うんですが、実現可能性も含めて、それにあまり一生懸命やり過ぎることが今の脆弱な事務局体制で果たして可能なのかどうかという、やらなければいけないんだけど、やろうとするとそれなりに力を必要とするというジレンマの中で大変な作業になるのかなという気はいたします。そこは前を向きながら検討を考えていただくということで、よろしゅうございますか。

これは明らかに日本の政府のサイズと、あるいはこういう公的なことに携わるサイズと諸外国のギャップがすごいわけですね。医薬品も医薬品総合機構というものができて、今、そこだけが、国家公務員ではないですけども、公的な機関としては増えている状況ですが、それでも数百人ということで、例えばアメリカの1万人とか、そういう体制と比べると、まるで話にならないという状況にあります。そこら辺も含めて、もし国民がどうしても税金をそちらの方に投入したいという大きな声であるならば、実情をしっかりと訴えておくということも必要なことかなと思いますので、大変な作業になるかもしれませんが、少しずつできる範囲で、今の御提案を生かせればと思います。

やはり現実を知っていただくというのはすごく大事なことで、だから止まりましょうということではなくて、現実を知っていただきながら、前に向かって進むという形で考えられればと思います。

外にいかがでございましょうか。

◆早川座長 よろしければ、8から9ページまでのところで、何か御意見がございましたら、お願いいたします。「3. 2 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視等に係る改善方策」です。

生出専門委員、どうぞ。

◆生出専門委員 8ページの3. 2の現状の中の「食品安全モニター（全国470名に依頼）」というところなんですけれども、具体的にはどういうことをやって、予算はどれぐらい取っているんですか。

◆早川座長 お願いいたします。

◆角田勸告広報課長 食品安全モニターでございますけれども、2年間お願いしております、現在全国に470名ほどいらっしゃいます。ただ、1年ごとに半数の235名ずつ毎年改選しているというものでございます。

具体的な活動内容でございますが、1つは食品の安全に関して意見・報告していただくということで、随時レポートをいただいております。

食品の安全に関する調査につきまして、年に2回御協力をいただいております。

それから、食品の安全に関する危害情報を入手した場合には、速やかに情報提供をしていただく。

その外に、毎年1回、モニター会議というものを実施しております、そちらに出席いただくということをやっております。

この外にも、地域での日常活動を通じた情報提供への協力ということで、食品安全委員会からいろんな情報をお送りしたものを地域の方々に御提供いただくという活動もお願いしているところでございます。

◆生出専門委員 お尋ねしたのは、470名で果たして十分賄えるのかなと思ったものですから、もうちょっと増員するなりの予算づけ等々のことがあるのかなと思って聴いてみました。

◆角田勸告広報課長 予算の額につきましては、今、手元にございませんが、いずれにしても予算があるものでございますと、予算要求なりいろんなことがありますので、そういった中、470名の方にいろいろ御活躍いただくということを考えているところでございます。

◆生出専門委員 ということは、増やすつもりはないということですね。

◆大久保総務課長 47都道府県で1県10名ぐらいですが、この数も結局、事務局体制の問題となります。予算が増えて、モニターとして活動する人が増えれば、当然、モニターからの課題報告も増えます。報告が来てそれで終わりではなく、当然それについて事務局としてどう受け止め、必要なものは回答をまとめてホームページに掲載することにも必要になります。やはりモニターが増えれば、それに対する事務局職員も増えていかないと、結局、ただモニターだけ増えたという形になってしまう。

したがって、これは総合的に、結局、事務局の強化なり根本的なところを変えない限り、現実問題でいうと、今ぐらいのモニターの数がぎりぎりぐらいかなという率直なところがあります。

◆角田勸告広報課長 予算額でございますが、約 1,800 万円でございます。

◆早川座長 これ用に 1,800 万円ということですね。

◆角田勸告広報課長 こちらの経費として 1,800 万円でございます。

◆早川座長 これは、ここの食品安全委員会が決めた額というか、要求した額ではあるんでしょうけれども、1,800 万円というのは政府が決めた額ですね。

◆角田勸告広報課長 毎年の予算要求の中でお認めいただいているものでございます。要求は食品安全委員会が行いまして、財政当局である財務省主計局の査定を得ているものでございます。

◆早川座長 実態はそういうことだということで、これは仮に今の 10 倍の 1 億 8,000 万円を要求したときに、政府は認めるかということ、いかがでしょう。無理ですかね。

◆大久保総務課長 これはまた予算のところでお話ししますが、食品安全委員会は確かに重要業務を行っていますが、ただ、国の財政が厳しい状況の中で、やはりどうも食品だけ予算伸ばすというのなかなか難しいところがあります。基本的には、うちの予算についても、今年度は後で説明する特殊要因がありますけれども、どの項目も減少傾向となっています。

したがいまして、恐らくモニターについても、ただ、今の形のままで予算要求しても、なかなか今の状況では難しいのかなという感じがあります。いずれにせよ、広報なり、うちの機能強化という意味では、作戦を練って、より戦略的にやっていかないと、そう簡単に要求した額が付くという状況ではないのかなという感じは持っています。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

山根専門委員、どうぞ。

◆山根専門委員 9 ページの一番上の監視機能の改善なんですけれども、評価書に留意事項を付す場合は、評価書を通知する際に明記するということをうたっているんですが、これはこれだけ読むと、留意事項を書く場合の出すタイミングについて書かれていると読み取れるんですが、私として

は、もうちょっと積極性を感じられるような文言を加えられないのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。やはり今までのいろいろな消費者との意見交換などでも、食品安全委員会に期待するということで、監視機能の強化というのは、随分意見として多くあったと思うんですけども、この中にもちょっと強めるようなことで文章化はできないのかどうか、お願いします。

◆早川座長　いかがでしょうか。

◆角田勸告広報課長　こちらの方の趣旨でございますが、タイミングというよりも、実際の通知を行います際に、評価書を送るわけでございますが、その上に役所では、よく通知文という送付状を付けておりまして、この通知文の方に、施策の実施に当たっての留意事項があった場合は、今まで評価書の中のいろんなページに入っていたところがございますので、それを留意事項につきましては、この頭に付ける通知文の方に明記することによりまして、何に留意してほしいかというのが明確に分かるような形で通知するというところで改善したいと考えております。今でも通知文の方に留意事項なり、リスク管理機関にやっていただきたいことを書くことがありますけれども、それを今後更にそういった留意事項については、評価書の中だけではなく、通知文の方にもきちんと書くということを考えているというものでございます。

◆山根専門委員　ということは、事務的なことというか、違いますか。

◆角田勸告広報課長　そういう意味では事務的なことでもありますが、今後、実施状況を把握するに当たりまして、具体的に各省庁に何を実施事項としてお願いするかということが明確になれば、それについての的確にフォローアップができるということで、こういった措置を考えております。

◆早川座長　よろしいですか。おっしゃっていたのは、例えば今までのいろんな御意見の中で、勸告すべき実績がないではないか。それに対してきちっと機能しているんですかということもあった。ですから、もう少し食品安全委員会が積極的に前に出て行く場面があってもいいではないか。そういうことの話の中で、一応、改善方策として書かれていることが、これはこれで大事だとは思いますが、書かないよりは、よほどぴしっと書いていて、フォローアップできる体制も含めて、大事なことだろうと思うんですが、おっしゃっているのは、もうちょっと必要があれば勸告も行うとか、そういうことを書いておけば、もっといいのではないかという趣旨ですかね。

◆山根専門委員　そうですね。

◆早川座長　これは事務的には、勧告を行うべきことは法律上というか、立場としてはあって、そういう必要性があるときには当然やりますよということは前提にはなっているんだろうと思います。その上で更に付け加えるならば、こういうことも積極的にやっていきたいと思いますとも読めるんですが、そこら辺の書きぶりが、これから向かう姿勢として分かり切ったことだけれども、それはそれとしてきちっと明記すればどうかという御意見ですね。

◆山根専門委員　ここの中にそれが盛り込められるものかなと思ったんですが、それはちょっと無理なようですので、御検討いただければということですね。

◆大久保総務課長　その辺の書きぶりは、もう少し検討させていただきます。

それで1つここで言いたかったのは、いずれにせよ、管理施策にコミットメントしていく必要があり、それは最終的には勧告という形になるわけですが、その前に、まずきちんとフォローもするし、どうしても留意事項が評価書の中に埋もれてしまうというところもありますので、何を具体的にやってもらう必要があるかというのは、きちんと文書で出して、そしてきちんとフォローして、必要があれば勧告するという流れの明確化を図っていったらいいのではないかとということです。書きぶり等はもうちょっと相談させていただきます。

◆早川座長　勧告というのは、もう法律的に決まっているんですね。そういう場面に遭遇すれば、勧告しなければいけないんですね。ですから、そういう意味では、改善方策ではないわけですね。ここに書かれてあるのは、改善としてのしっかりモニタリングをやるということなので、ニュアンスをどういうふうを書くかということですね。

◆大久保総務課長　勧告ということは、法律に規定されており、それは必要があればやるわけです。ただそのステップとして、できる限り文書で何を我々は求めているかを明確化して、それをフォローして、必要があれば勧告していくというプロセスをより明確にしたらいいいのではないかとということでございます。

◆早川座長　少し検討いただければと思います。外にいかがでございましょうか。

それでは、10 から 11 ページにかけての「3. 3 多様な手段を用いた情報提供に係る改善方策」

でございます。何かございますでしょうか。

河合専門委員、どうぞ。

◆河合専門委員 「② 改善方策」の「イ．社会に発信されている不正確な情報への対応」というところですけども、この文章は2行で非常に少ないのですが、今後、この安全委員会がいろいろな見解を出したとき、今、情報が非常に多くて、いろいろ見解の違う情報や、条件によって違う情報等とかがたくさん流れていまして、ここの抑えを安全委員会としてきちんとやるということが非常に重要になってくると思います。ここできちんと書いてあるんですが、この内容を見ていると、少し弱いような気がして、もう少し意思をはっきり、「いわゆる科学的に誤っていることが明らかな情報等についての対処はこうする」というような形で示していただけると、非常に助かると思いますので、是非検討をお願いしたいと思います。

◆角田勸告広報課長 こちらの不正確な情報への対応につきましては、先日行われましたリスクコミュニケーション専門調査会でもいろんな意見が出たところでございます。

1つは逆の立場の意見で、科学的に誤っていることが明らかな情報については、いろいろ訂正とかは言えるんだけど、それ以外の個人の見解やそういうふうに使っているということについてはあまり意見とかが言えないのではないかな。それをやると、表現の自由とかの問題があるのではないかなという御意見がある一方で、明らかに間違っていないんだけど、取り上げ方によっては、誤解を招いて、センセーショナルになったりするような場合、そういったものには正確な情報を出していくことが必要ではないかという御意見などもいろいろあったところでございまして、今、いただいた意見も踏まえまして、この文章については、いろいろ検討させていただきたいと思います。特に委員会として正確な情報を提供していくことが大事だと考えておりますので、そういった旨の記述を入れたいと考えております。

◆早川座長 よろしく申し上げます。

◆河合専門委員 ありがとうございます。

あと、誤った情報を出している方に対してきちんとやってほしいというのも是非入れてほしいですね。というのは、本当に自分が誤っていると知らずに適当に書いてこんなものだと思われる方が結構いますので、そこについては、「誰々さんの文章のどこどこがこういうふうにおかしいです」ということをきちんと書いてあげた方が、今の世の中的にはいいのではないかと思います。

◆早川座長 可能な限り正確な情報が伝わるようにということで、お願いいたします。

外にいかがでございましょうか。伊藤専門委員、お願いします。

◆伊藤専門委員 多様な手段を用いた情報提供という部分ですけれども、この5年の間に一步一步進んで来ているのではないかなと私自身は評価しています。事故米のときも、新聞一面広告で二度と流通させません、大丈夫ですという広告が出たわけですが、もちろん、食品安全委員会や各省庁が連名で出されたのではないかなと記憶しています。

たまたま私がこういう仕事に絡んでいるので、興味があって、よく目にかかる可能性もありますが、いづれにしても、末端でお客様といいますか、消費者と一番敏感に接していますので、ああいう打ち出し方は非常にありがたいなと思っております。ひょっとして栗本さんがリードされたのではないかなと思っております。

それから、もう1つ。去年、四谷の駅前の会場で、農業に関する、阿南さんがコーディネーターといいますか、ファシリテーターをやられたセミナーがありました。これも非常に参加者が多くて、丁々発止のいろんなぶっつけ本番の意見が一杯出ておりまして、こういう形になってきたかなと非常にいいセミナー、ディスカッションだったのではないかなと思っております。

会場が近かったせいもあるんでしょうけれども、お忍びで野田聖子さんもいらして、最後にごあいさつされましたが、ああいうパターンの議論がどんどん展開されると、いい方向に開けていくのではないかなと思っております。

以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

生出専門委員、どうぞ。

◆生出専門委員 11ページのウで、消費者団体、事業者云々から連携を図るまでの文章なんですが、多分これは論点整理の中の情報発信手段の多様化をもっと図れないかというところで、医師、薬剤師及び栄養士等を通じた国民への情報提供や啓発を図ってはどうかというのと、医師会、薬剤師会及び栄養士会等を通じ、全国から情報を収集し、また、情報の提供ができるようにしてはどうかというところが反映されているものだと思うんですが、あまりにもすべての団体が全部書いてあって、ちょっとイメージが湧かなくなってしまうのではないかな、もっと分けて書けないのかなと思ったものですから、いかがでございましょうか。

◆早川座長 いかがでしょうか。なかなか難しいですね。

◆角田勸告広報課長 いろいろ各種関係機関の方がございますので、そういった意味では全体をまとめた形でということでさせていただいたところでございます。

◆早川座長 どうぞ。

◆大久保総務課長 あと、これは先の方になるんですけれども、17 ページの「イ．外部の専門家や研究機関等との連携強化」のところに、ネットワーク作りということで、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係団体とのネットワークを作って、情報の収集なり、また、情報の提供を推進することが記載されています。こういうものを1つのインフラとして作っていきたいというのが、まず根っこにあります。そういう中で、それをベースにして、こういうきめ細かい連携を図っていくという全体の構成にさせていただいています。

◆生出専門委員 了解しました。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

近藤専門委員、お願いします。

◆近藤専門委員 11 ページの最後の委員長談話のところなんです、委員長談話というのは、非常にその事件の緊急性だとか、風評被害を防ぐ、また食品安全委員会が何をしているかというのを国民に理解していただく上で、非常に大事な部分だと思うんですが、そのところで「都道府県に市町村へのお知らせを依頼する」ということですからと書かれておるわけですが、やはりこれは将来的には制度的に市町村まで下ろされて、地域住民への情報発信に資するという方向性というのは、いかがなものでしょうか。

◆早川座長 いかがでございますか。

◆角田勸告広報課長 「制度的に」という趣旨は、法律上のいろんな仕組みという意味でございますでしょうか。

◆近藤専門委員 できたらそのとおりで、必ず各市町村までは強制的に行かれるようなシステムがあれば、一番よろしいのではないかなと思います。

◆角田勸告広報課長 なかなか法律とか、いろんな制度上位置付けるというのは難しいんですが、実行上はいろいろ地方公共団体の方や、都道府県、市町村の方に協力いただきまして、実際いろんな市町村を通じまして、地域全員まで行くように、いろいろお願いしてまいりたいと考えております。

◆大久保総務課長 情報ネットワークはなかなか非常に難しいところで、市町村も 1,800 もあるということで、とりあえず考えているのは、今、うちと自治体とのネットワークでいいますと、基本的には都道府県と保健所設置市などの中核なところと定期的に会合を開き、意思疎通等を図っています。

まず、第 1 弾は、きちんとそことの関係を作って、確実に情報を流す。そして、今の事務局体制では、やはりなかなか市町村すべてを相手するというのは難しいということで、今の時点では都道府県等を中核としてお願いするのかなと思っています。

そういう中で、これだけいろいろな科学技術も進歩しておりますので、それをてことしつつ、市町村も含めてどういう形で情報を提供していけばいいのか、そこはもう少し検討課題とさせていただければと思っています。なかなか今の時点では書き切れないというのが正直なところです。

◆早川座長 このままの文章だと、都道府県に通知をして、そこから市町村へお知らせを依頼するという形で、市町村へは直接お知らせすることはないとも読めるので、そこは全部の市町村とまではいかなくても、可能な範囲でというニュアンスがあった方がいいのかなと思います。後の書きぶりなんですね。直接行けるところは知らせるという感じにしていいただければもっといいかなと思います。

外にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、12 から 14 ページにかけての「3. 4 リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策」でございます。御意見、コメントをお願いいたします。

福代専門委員、どうぞ。

◆福代専門委員 食品安全委員会の食品の安全性を科学に基づき、中立公正に評価する機関として

の役割とか機能というものを、十分に承知した上でお聴きいたします。

確かに科学的知見に基づいたリスク評価によって、いわゆる安心の部分も得られることは、本当に大きいものがあると思います。けれど新たな技術によって生まれる遺伝子組換え食品とか、動物に対する技術等々、非常に短期的なものに対して歴史の浅いものに対しましては、リスク評価によって安心は得られないものがたくさんあると思われます。そういったものに対しまして、ここでの役割と機能は理解しているつもりですけれども、やはり健康に関わる心身のところまで触れれば、倫理的なものも入ったりいたしますし、そういった安心に関わる部分に関して、リスクコミュニケーションの中では扱うことができるのかどうか。あくまでも科学的に妥当と見られるものだけについてなされるのか、そこをお聴きしたいと思います。安心に触れるものが得られるのかどうか。もしそれが入るようであれば、リスクコミュニケーションの中に御検討いただきたいと思います。

◆早川座長 どうぞ。

◆齊藤リスクコミュニケーション専門官 これにつきましては、先週のリスクコミュニケーション専門調査会でも、リスクコミュニケーションも安心まで踏み込んでどうかという御議論があったんですけども、やはり食品安全委員会は安全が基本であるということに立つべきだということで、安全に関するリスクコミュニケーションをしながら、安心につなげていくようなリスコミの役割が必要ではないかということで、安全イコール安心になるようなリスコミの取組を安全委員会としてはやっていくべきだろうということで、そういった書きぶりをこの報告書の中の改善の方策の前に書ければなど現在は考えているところでございます。

◆早川座長 よろしいですか。更に一言何かございますか。

◆福代専門委員 安全即安心にならないものがたくさんあると思いますので、そこら辺りを書き込みいただけるのなら、工夫して書き込みいただきたいと思います。

◆齊藤リスクコミュニケーション専門官 御意見を踏まえて、書き込めるように努力したいと思います。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

よろしければ、15 ページの「3. 5 緊急時対応に係る改善方策」で何かございますでしょうか。
佐々木専門委員、どうぞ。

◆佐々木専門委員 緊急時対応ということで、「② 改善方策」のアの文章を少し変えていただけないかなと思っています。2 行目の消費者庁との関係があるので、任務分担をきちんとやるというのは分かるんですけども、「食品安全委員会は科学的部分に役割を重点化する」というのは、具体的には何を指しているかがよく分からないんです。

もともと食品安全委員会は、科学的な評価とそれに必要な情報の提供で、緊急時になれば、それを迅速に、先ほど言っていた安全・安心につながるような情報の提供の仕方だと思うんですね。これだけを見ると、後は消費者庁に任せて、我々は科学的な部分イコール評価だけやるんだと見えてしまいますので、科学的な部分に役割を重点化するというのは、物すごくあいまいな言い方ですから、もうちょっと具体的に、恐らく正しい情報を素早く出すということを言いたいのかなと思うんですが、御説明いただけますでしょうか。

◆早川座長 どうぞ。

◆酒井情報・緊急時対応課長 緊急時担当の酒井でございます。

今の御指摘の点でございますが、食品安全基本法の中に、緊急時の対応について食品安全委員会が対応するという部分がございます。それについては、内閣府の政策統括官というトップの下に局長を室長にして、各課長が参事官といった仕組みが当初からずっとございました。そういう中でその位置付けをどうするかという議論が消費者庁の議論の中であったわけです。当初これを緊急時の対応にするという考えがあったんだろうと思うんですが、実際には警察の方も関与していませんし、外務省とも絡まないということで、冷凍ギョウザの案件のときには、この仕組みがうまく機能しなかった部分がありました。

この部分については、この際、見直しをして、消費者庁に持っていくという整理を今回行っているものですから、その趣旨がこの中に含まれているということです。そこまで詳細に書いていないものですから、今の専門委員のような御指摘があるのかと思います。そのところについては、政府一体的に、警察庁も外務省も法務省も文科省も入ったような仕組みで対処するといった形に切り替わったものですから、食品安全委員会は、今、専門委員がおっしゃったような科学的な知見の提供について迅速性の向上と内容の充実に特化していきたいと考えています。そういった趣旨でこの文章は構成されているということでございます。

◆早川座長 どうぞ。

◆大久保総務課長 したがいまして、ここの部分は食品安全委員会はリスク評価や科学的知見の迅速・的確な提供等に直してしまった方が分かりやすいですか。

◆早川座長 その方が分かりやすいですか。

◆佐々木専門委員 科学的部分というのが分からないんです。

◆大久保総務課長 ですから、「科学的部分」というのも取ってしまいまして、「リスク評価や科学的知見の迅速・的確な提供等に重点化する」としますか。

◆早川座長 その方がいいと思います。

◆酒井情報・緊急時対応課長 了解いたしました。そのような方向で直すようにしたいと思います。ありがとうございます。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

河合専門委員、どうぞ。

◆河合専門委員 今の点に若干関係するのですが、内閣府でこれから消費者庁中心に色々なことを取りまとめていくということになってくると、今までそれぞれの管掌の省庁の方々が決められるということではなしに、全体で決めていきますね。そのときの最終の役割というか、取りまとめは消費者庁がやると考えてよろしいのですか。質問です。

◆大久保総務課長 今、法案が出ておりますけれども、いわゆる食品安全の司令塔機能なり総合調整は、消費者庁がやるという形になります。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、16 から 20 ページまでの「3. 6 委員会運営全般に係る改善方策」から「4 お

わりに」までで何かコメント等がございましたら、お願いいたします。

河合専門委員、どうぞ。

◆河合専門委員 17 ページの一番上のところに「国際機関や外国政府機関との連携強化を図るため、必要な定員や技術参与の確保に努める」とありますけれども、これは質問なんですが、今後、具体的に海外と色々な意味で、今、輸入食品等問題になっていますが、海外との連携はかなり必要だと思っております。ここら辺のところのここに書いてあるところの具体的なものというのはどんなものでしょうかというのが質問です。

◆早川座長 いかがでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 これだけ物流が国際化している中で、海外との連携の重要性というのは御指摘のとおりだと考えております。海外で評価している、先ほどお名前の出ましたヨーロッパの EFSA は、正に私どもの 1 年先輩ですし、似たような行動を採っておりますので、まずそちらとの連携ということで、覚書を交わして、評価書の交流とか、場合によっては人的交流も含めて考えていくという方向に進めたいと考えております。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、全体を通してで結構でございます。もう一度振り返って、ここはどうかというコメント、御質問がございましたら、お願いいたします。

伊藤専門委員、どうぞ。

◆伊藤専門委員 ちょっと話題が外れるかもしれませんが、先週の『日経ビジネス』に、食品の安全について日和佐さんが、問題食品の回収基準を作れということで、食品安全委員会で議論を急げという提言をなさっているんですけども、この内容がこの委員会の仕事あるいは業務の範疇に入るのか。あるいはどこか外の省庁の仕事になってしまうのか。いずれにしても、どういう受け方なり対応をするのかという考え方を諮問されてもいいのではないかなと思いましたので、たまに見たんですけども、あえてここに提示させていただきます。

◆早川座長 今のことについて、何かございますか。

お願いします。

◆**栗本事務局長** この件については、公式の場ではなくて、委員の先生方との雑談などの中で大きな課題だなどとは思っておりますけれども、基本的には回収基準というのは、リスク管理措置を決めるということです、一義的にはリスク管理機関の仕事だと思っております。それを決めるに当たって、こちらに見解を求めるとか、そういうことがございましたら、当然対応はしなければいけないと思っておりますが、今、問題になっておりますのは、本当は安全なのに回収されてしまうものがたくさんある、廃棄されてしまうものがたくさんある。こういうものに対する問題提起ではないかと、この記事についても理解しておりますけれども、食品安全委員会の役割をいろいろ将来的には考えなければいけないと思いますが、今は放っておくとリスクがある、何かヒトの健康に害が及ぶのではないかというものがあれば、これは積極的に動かなければいけないという立場であると思っておりますが、安全な方に偏っていろいろ採られ過ぎている措置についてまで、こちらが積極的に対応する余裕があるかという、それが無いのが現実だと今の段階では考えております。

ついでなのでちょっと発言させていただきますが、先ほどの委員の御発言の中で、事実関係の訂正だけさせていただきますと思います。

昨年、載りました新聞記事ですけれども、あれは私の発案ではなくて、野田大臣の発案です。ただ、どうやったら分かりやすいかというのは、私どももぎりぎりまで議論をして、限られた字数の中で何を入れたらいいかというのは、かなり議論をして出した広告ですので、補足させていただきます。

◆**伊藤専門委員** ありがとうございます。先ほどの『日経ビジネス』の記事の件は、私は小売業の立場ですので、多分メーカーさんの立場の方は言いづらい問題かと思いましたので、あえて発言させていただきました。

◆**早川座長** 長尾委員、どうぞ。

◆**長尾委員** 私もあれを読んで、いろいろ考えたんですけれども、結局我々は ADI というものを出していますね。そうすると体重当たりで出しているし、これはどこに線を引くかというのは、業者が一番よく御存じで、これは1歳の子は食べないとか、10歳がどうだとかという体重の換算もできるし、我々がルールを決めるというのは、どういうことまで要求されているのかというのが実はよく分からなくて、その製品がどういう人の口に入るかということを御存じの方が決断されるのが一番いい。我々は ADI まででいいのかなと個人的には思いました。

◆早川座長 どうぞ。

◆伊藤専門委員 ADI でいいと思うんですけども、実は数年前の例のハウレンソウ事件のときに、実際にお客様からフリーダイヤルでお小言を受ける体験をさせてもらったわけですけども、内部では毎日馬のように食べ続けても問題ないという言い方などもあったわけですが、そういう表現は絶対にできないわけで、膨大な廃棄処分を出したことは事実なので、あの当時とはまた状況が変わってきている部分もありますので、そういう意味で念頭に置かれてもいいのかなと思いました。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。全体を通して何かございますか。

佐々木専門委員、どうぞ。

◆佐々木専門委員 今回の改善計画といいますか、施策の方向性をまとめるに当たっては、本当に事務局もそうですし、専門委員の皆さんの意見を本当によくまとめられたなと感心しております。先ほどからの意見にもありますように、これをどう具体化、実現していくかということが非常に大事になっていますので、運営計画に入れると同時に、フォローアップで検証をするという作業を続けるのと、できたら、記念と言ったら怒られますが、今回5周年記念を目処にやられたので、できれば10年後にこの計画がどこまでいったのか。さらにリスク評価をきちんと行うために、次の5年どうしたらいいのかということを念頭に置いて、私は恐らくそのころここにはいないと思いますけれども、食品安全委員会のいつも前向きに進み続ける姿勢を見せていただきたい。5年おきの見直しという言葉で最後に文章に書かなくても、発表のときに委員長辺りから言っていただけると重みが増すかなと思いますので、感想というか、お願いということで、よろしくお願いします。

それから、もう1つ。ただ今、リコールの件があったんですけども、御存知だと思いますが、消費者庁が商品のリコール基準のガイドラインを出して、その中に食品も入れて、危害があるときの回収ガイドラインの意見募集をしています。食品も対象外ではなくて、一部のマスメディアですと、こんにゃくゼリーは即緊急回収対象になるという読み方をされているガイドラインが出ております。自動車からエレベーターから食品まで、全部1つにした緊急の回収ガイドラインですので、読み方によっては、評価はどこにいつするんだろうと。回収はいいんです。緊急に回収しなければいけない回収の仕方はいいんですが、回収に当たっての安全性あるいは危害性を誰が判断するのかというのは、ちょっと気になりました。食品安全委員会もそこに大きく絡んでいると思いますので、一度皆さん、消費者庁が今、意見募集しているものについて、ちょっと読んでいただければあ

りがたいなと思います。

それから、先日、食品安全委員会のカナダのかび毒の学習会に参加させていただいたんですけれども、そのときにいわゆる回収基準。安全性評価に基づくというか、逆に危害の評価に基づく回収基準を持っているということで、ホームページを調べさせていただいたのですが、やはりパブリック・リコールと自主的なリコールというのは明確な判断基準がありまして、強制的に家庭にあるものまで回収しないと健康被害が出るおそれがある場合は、国の強制執行で回収するということです。それが全国にわたる場合もあれば、ローカルな商品ですとローカルにだけその指示が出されるということがありましたので、研究課題として大きなものがあるのではないかなと思いました。

1 つだけ情報提供です。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「食品安全委員会の改善に向けて（取りまとめ素案）」は、いろいろな御意見を賜りました。これを反映すべきもの、できるものにつきましては、私と事務局とで御相談して、原案に追加、修正することにさせていただきたいと思いますが、そういう扱いでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、そういう形で進めさせていただくことといたしたいと思います。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

「その他」であります。事務局から報告事項があると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、参考資料 2 に基づきまして、自ら評価の関係で御報告いたします。

この資料にありますように、昨年 12 月 17 日付けで、早川座長から見上委員長の方に、20 年度の自ら評価案件の候補の報告をしております。

1 ページに「表」がございます。この表の上のところに「※」があります。これにつきましては、企画専門調査会の御議論を踏まえてという形で「かび毒（番号 1 ～ 5）」については、平成 20 年度の自ら評価の案件候補として、『オクラトキシン』、『デオキシニバレノール及びニバレノール』を委員会に報告することとされたが、その他のかび毒についても情報収集を行い、リスク評価に向けた取組を進めることとされた」ということで全般をカバーするような形で報告させていただいてお

ります。

個々の内容につきましては、1 番の「アフラトキシン」については諮問がありましたので、除かれます。

2 番の「オクラトキシン」については、今、言いましたように、自ら評価の案件候補として報告。

3 番の「ゼアラレノン」については、情報収集を行う。

4 番の「デオキシニバレノール」については、案件候補とするとともに、ニバレノールも併せて評価案件とするという形で報告しております。

2 ページにまいりまして、5 番の「フモニシン」については、情報収集を行うということで、かび毒は以上でございます。

6 番の「PFOS 及び PFOA」については、見送る。

7 番の「3-MCPD 脂肪酸エステル」については、情報提供を行うということで、現在関連してファクトシートを作っておりますので、それに追加するという形になっております。

8 番の「カルバミン酸エチル」については、情報収集を行う。

9 番の「食品中のヒ素」については、案件候補として報告するという形にしております。

3 ページにまいりまして、10 番の「ヒスタミン」については、啓発・注意喚起という観点から情報提供を行うという形にしております。

11 番の「イソフラボン等植物中のホルモン様物質」、12 番の「サプリメントの複合影響」、13 番の「タヒボ茶」については見送るという形で報告をさせていただいております。

次に、参考資料 3 でございます。この報告を受けまして、1 月 15 日付けでプレスリリースした資料そのものでございます。

冒頭に書いてございますように、1 月 15 日から 2 月 13 日までの間ということで、意見・情報の募集を開始しております。

2 ページをおめくりいただきまして、「概要」のところに案件候補があります。先ほどの結果を受けまして、オクラトキシン、デオキシニバレノール及びニバレノール、食品中のヒ素ということで、3 案件の意見・情報を募集するという形にしております。

具体的には、4 ページを見ていただきますと、これは初めての試みなので、今後も改善を検討していく必要があると思いますけれども、取りあえずそれぞれの物質について自ら評価として必要性が高いか、必要性があるか、あるいは必要性がないかという形で御回答いただく。そして、必要がない場合には、その考え方、また評価を実施する場合の手法とか考慮すべき点について何かあるかという形でやっております。

5 ページ以下は、参考資料として、それぞれの物質の今までの議論の経過を踏まえまして、概要

等を併せてお知らせしているという内容でございます。

続きまして、参考資料4でございます。これは先ほどの改善に向けた検討の中でも若干お話ししましたけれども、予算及び定員の平成21年度の結果でございます。

1 ページ目の右肩を見ていただきますと、21年度予算案としまして、15億2,000万円という内容でございます。対前年度と比べますと、2.25%アップということで、3,000万円増えておりますけれども、しかしながら、「1 基本的な考え方」の「また」のところに出ておりますが、実は、このプルデンシャルの家賃でございますけれども、4月から大幅に上がるということで、残念でございますが、5月中には引越しをすることになっております。

したがしまして、平成21年度は、この引越し費用が含まれているということと、後で説明しますが、システムの改修をするということがございます。したがしまして、それで経費が大幅にアップします関係で、外の経費は基本的にはマイナスという厳しい状況になっております。

「2 主要事項」でございますけれども、食品健康影響評価技術研究は3億2,000万円ということで、実はこれは1研究課題3年の継続研究ということでございます。したがしまして、従来1か年度予算額が1億2,000万円ありまして、その3年で3億6,000万円だったんですが、政府全体として調査研究の委託費関係は抑制していくということで、21年度の新規研究分については4,000万円減の8,000万円という予算になっております。それが響きまして、予算額が3億2,000万円に減っているという状況でございます。

2 ページ目でございます。リスコミ関係につきましては、今まで指導者育成講座を順次進めてきましたけれども、これが大体一通り回ったということで、それを21年度は改要求しまして、インタープリターなりファシリテーター、より高度なものに国としては重点を置くという形で予算を組換えております。その費用が1,600万円になっております。

また、国際化対応は、先ほどEFSAと覚書を結ぶということで調整を進めているということでございますけれども、そういう外国の機関との連携を強化する。当然それに当たっては、情報共有ということで、翻訳等も必要になるということで、その関係費用が3,700万円ということで、これも若干減っているという状況でございます。

食品安全総合情報システムでございますが、これは作りましてから5年が経つということで、やはり耐用年数が経過するということで、21年度中にシステムを作り直すということでございます。開発経費がありますので、6,000万円ぐらいアップしていますが、その関係で1億3,000万円強の予算という実態でございます。

3 ページでございます。定員要求関係でございます。

いわゆる残留農薬等のポジティブリスト制度が導入されまして、その評価増があるということで、

これは計画的に増員要求してきております。平成 21 年度は 2 名増が認められまして、評価専門官が 7 名体制ということになる予定でございます。

その一方で、「※」にありますけれども、国においては、定員削減計画というのを計画的にやっております。その関係で 21 年度は 1 人削減になるとともに、消費者庁ができて、その分の移管ということで、4 名移管になってしまうということで、トータルで見ますと、2 名増えますけれども、5 名減るということで、事務局としては、なかなか厳しい状況ですが、効率的に業務を実施して、カバーしていくことになるのかなと思っております。

とりあえず、以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。ただ今の御報告につきまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、全体を通して何かございますでしょうか。先ほど取りまとめ素案を手直ししていくということでありますが、それ以外に内田専門委員から御提案のあった、もう少し具体的な実行計画みたいなものという宿題、それから佐々木専門委員からも研究課題を少し御提案いただいております。現実には、なかなかこういう定員の率を更に削減していくという現状はありますけれども、その中でできるだけ頑張っていただくということしかないのかなと思います。

その他、よろしいですか。どうぞ。

◆栗本事務局長 ありがとうございます。座長に途中でいろいろと御発言をいただいた中にも入っておりましたけれども、私どもはこの形でスタートしているので、現状がこうなっている。中長期的課題のようところで書き込んでいるのは、私たちとしては十分問題意識を持っていて、できれば早く取り組みたいと思っているものがそこに入っております。そのためには、予算、人の関係は必要に応じて要求していかなければいけないということになります。そのときに、今回の取りまとめがかなり力になるのではないかと期待しております。この後、1 か月間のパブリック・コメントも予定しておりますけれども、できるだけ広くこれを御覧いただいて、支持していただくことばかりではないと思いますが、御理解いただきたい。それはできるだけ今回、こういうものを世の中に出して、多くの方に見ていただきたいという思いもございますので、是非それぞれの分野で御紹介いただくなり、できるだけ多くの意見をいただけるように、お力添えをいただきたいと思います。

合わせまして、自ら評価の候補案件についてのご意見募集を開始してしばらく経っておりますが、あまり御意見をいただけていないということもございます。これも今回初めて取り組んでいること

でございますので、是非積極的に御意見をいただきますように、御協力をいただければと思います。
よろしくお願いいたします。

◆早川座長 よろしく願いいたします。外によろしゅうございますか。

それでは、これで本日の議事はすべて終了といたします。

次回の日程につきましては、どのようなになっているかお願いいたします。

◆大久保総務課長 既に御案内しておりますけれども、今週の1月30日（金曜日）、3時から6時と少し遅い時間で申し訳ないですが、もう1回開催を考えております。

内容は、「基本的事項のフォローアップ」と、今回の改善に向けた検討も踏まえまして、「平成21年度食品安全委員会運営計画」の御議論をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◆早川座長 それでは、以上をもちまして、第28回企画専門調査会を閉会いたします。

どうも活発な御議論をいろいろとありがとうございました。